

(新旧対照表) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例施行規則

現行			改正後		
<p>(土砂搬入禁止区域の指定の公示等)</p> <p>第19条 条例第28条第3項(条例第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項を<u>市役所及び区役所</u>の掲示場に掲示することにより行うものとする。</p> <p>(1) 土砂等搬入禁止区域の所在地及び面積</p> <p>(2) 土砂等搬入禁止区域の指定の期間又は指定の延長の期間</p> <p>(3) 土砂等搬入禁止区域の指定の理由又は指定の延長若しくは解除の理由</p> <p>(4) 土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 条例第28条第5項に規定する別に定める方法は、土砂等搬入禁止区域における土砂等搬入禁止区域の標識(第2号様式)の設置又は土砂等搬入禁止区域の周囲への杭及びロープの設置とする。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年6月1日から施行する。</p>			<p>(土砂搬入禁止区域の指定の公示等)</p> <p>第19条 条例第28条第3項(条例第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項を<u>市役所</u>の掲示場に掲示することにより行うものとする。</p> <p>(1) 土砂等搬入禁止区域の所在地及び面積</p> <p>(2) 土砂等搬入禁止区域の指定の期間又は指定の延長の期間</p> <p>(3) 土砂等搬入禁止区域の指定の理由又は指定の延長若しくは解除の理由</p> <p>(4) 土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 条例第28条第5項に規定する別に定める方法は、土砂等搬入禁止区域における土砂等搬入禁止区域の標識(第2号様式)の設置又は土砂等搬入禁止区域の周囲への杭及びロープの設置とする。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年6月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>		
別表(第3条, 第8条及び第13条関係)			別表(第3条, 第8条及び第13条関係)		
項 目	基 準 値	測 定 方 法	項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。) <u>K0102 55</u> に定める方法	カドミウム	検液1リットルにつき <u>0.003</u> ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。) <u>K0102 55.2, 55.3又は55.4</u> に定める方法

(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下	規格 K 0 1 2 5 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下	規格 K 0 1 2 5 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)